

## 長崎市高島地区中長期型滞在施設利用者募集要項

### 1 施設の概要

名 称	高島地区中長期型滞在施設
位 置	長崎市高島町 98 番地 1
施 設 概 要	木造平屋建（延床面積 114 ㎡）
設置設備等	空調機 2 基
建物間取り	4 D K

### 2 利用期間

各施設の利用期間は次のとおり。

施 設 名	利 用 期 間
高島地区中長期型滞在施設	原則 1 年以内とし、1 か月単位の利用。 ただし、特別な理由があると認められる場合は、延長可能。

### 3 募集対象者

次の条件をどちらも満たす方。

- (1) 県外在住者で、長崎市への移住・定住に関心がある方
- (2) 居住地の市町村税を滞納していない方

### 4 利用料（税込）

施設の利用料は次のとおり。

施 設 名	利 用 料
高島地区中長期型滞在施設	1 か月あたり 3,600 円

上記金額は利用料のみで光熱水費は含まれません。

※ 電気、上下水道、電話、プロパンガス等は利用者自身で申し込んでいただきます。

### 5 利用料の納入方法等

各施設の利用料の納入方法等は次のとおり。

施 設 名	利用料の納入期限・納入方法
高島地区中長期型滞在施設	別途指定する期日までに、1 か月ごとに納付書で納入。

### 6 利用の条件

- (1) 利用者は、利用に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸することはできません。
- (2) 利用者は、施設、附属設備及び備品の利用について適正な管理を行ってください。
- (3) 利用者は、利用が終了したときは、係員の指示に従い、必要な部分を原状に復さなければなりません。利用承認の取り消しを受けたときもまた同様です。
- (4) 施設には建物及び工作物は設置できません。
- (5) 地区内の住民と積極的に交流を図ってください。また、地区内でイベントが行われている場合はできるだけ参加してください。

## 7 損害賠償

利用者は、施設又は附属施設等を損傷、又は滅失した場合は、ただちにその旨を届けて、これを原状に回復、又はその損害を賠償するものとします。

## 8 利用承認の取り消し

利用者が利用承認後において、長崎市中長期型滞在施設規則及び利用承認に係る条件を守らない場合、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとします。この場合、利用料は返還いたしません。

## 9 利用料の還付

既に納めた利用料は、原則として返還しません。

## 10 その他留意事項

- (1) 利用に際しては、近隣の住民の迷惑とならないよう管理等に十分配慮してください。
- (2) 良い環境を維持するためにも、敷地内の清掃及び草刈りは利用者で行ってください。
- (3) 地域のイベントや地域との交流など高島地域センターからお知らせしますので、積極的に参加してください。

## 11 利用申込書

別途様式のとおり

## 12 利用申込書の提出先、提出期間及び提出方法

### (1) 提出先及び提出期間

施設名	高島地区中長期型滞在施設
提出先	高島地域センター 〒851-1315 長崎市高島町 1728-1 TEL 095-896-3110
提出期間	令和元年8月1日～8月20日まで随時受付。

### (2) 提出方法

持参又は郵送してください。

現地の状況を詳しく理解する為、一度島を訪れることをお勧めします。

## 13 利用者の決定

提出された申込書については、資格等を確認のうえ、利用者を決定します。  
なお、利用の可否に係る通知は、申込者全員に郵送します。

## 14 問い合わせ先

〒851-1315 長崎市高島町1728番地1  
高島地域センター  
電話 095-896-3110  
FAX 095-896-2316